

## 電気供給約款&lt;九州電力エリア【高圧】&gt; 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

旧	新
<p>第3条 定義</p> <p>(11) <u>平均燃料価格算定期間</u></p> <p>貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき<u>平均燃料価格</u>を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p>	<p>第3条 定義</p> <p>(11) <u>平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間</u></p> <p>貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき<u>平均燃料価格および離島平均燃料価格</u>を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p>
<p>(14) 一般送配電事業者</p> <p><u>九州電力株式会社</u>（事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法にもとづく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した者を含みます。）をいいます。</p>	<p>(14) 一般送配電事業者</p> <p><u>九州電力送配電株式会社</u>（事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法にもとづく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した者を含みます。）をいいます。</p>

<p>第 8 条 電力供給契約の成立</p> <p>(2) 当社は、法令、電気の供給状況、当社の供給力確保状況、料金その他の債務の支払状況（既に終了しているものを含む当社とお客さまとの他の契約の料金その他の支払債務を、支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）、お客さまが本約款の内容を承諾していただけない場合、一般送配電事業者の託送供給等約款に定める事項にご協力いただけない場合、その他やむをえない場合には、お客さまの申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、当社は、お客さまに対し、その理由をお知らせいたします。</p>	<p>第 8 条 電力供給契約の成立</p> <p>(2) 当社は、法令、電気の供給状況、当社の供給力確保状況、料金その他の債務の支払状況（既に終了しているものを含む当社とお客さまとの他の契約の料金その他の支払債務を、支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）、お客さまが本約款の内容を承諾していただけない場合、一般送配電事業者の託送供給等約款に定める事項にご協力いただけない場合、<u>供給契約の申込みがお客さま本人の意思にもとづくものと確認できない場合</u>、その他やむをえない場合には、お客さまの申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、当社は、お客さまに対し、その理由をお知らせいたします。</p>
<p>第 15 条 料金</p> <p>(1) 料金を算定するため、予定される最大需要電力、力率、年間使用電力量、月間使用電力量、最大および最小の日負荷電力量、休日予定日、その他当社が電気供給をするうえで必要となる情報をあらかじめ提出していただきます。</p> <p>(追加)</p>	<p>第 15 条</p> <p>(1) 料金を算定するため、予定される最大需要電力、力率、年間使用電力量、月間使用電力量、最大および最小の日負荷電力量、休日予定日、その他当社が電気供給をするうえで必要となる情報をあらかじめ提出していただきます。<u>なお、あらかじめ提出された情報と電気の使用状態が著しく異なる場合は料金の変更を含め、別途、協議させていただきます。</u></p>

<p>(3) 料金は、<u>基本料金にその1月の使用電力量によって算定した従量料金を加えたものとし、契約電力が当初契約と異なる場合はそれぞれ、第27条に定める金額を申し受けます。また、事前にいただいた情報と電力使用量が著しく異なる場合は料金の変更を含め、別途、協議させていただきます。</u></p> <p>(追加)</p>	<p>(3) <u>料金は、基本料金、従量料金および附則3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</u></p> <p>ただし、<u>従量料金は、附則1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、附則1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、附則1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、附則1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、附則2（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、附則2（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、附則2（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、附則2（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの</u>といたします。</p>
<p>第24条 料金その他の支払方法</p> <p>(追加)</p>	<p>第24条 料金その他の支払方法</p> <p><u>(7) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。</u></p>
<p>(追加)</p>	<p><u>(8) 料金については、当社は、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払方法で支払っていただくことがあります。ただし、詐欺や不公正な手段により当社に損害が発生するおそれがある場合は、あらかじめお客さまの承諾をえることを要しません。</u></p>

<p>第 43 条 当社による解約</p> <p>(2) お客さまが、<u>第 9 条(2)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、一般送配電事業者が供給を終了させるための処置をおこなった日に電力供給契約は終了するもの</u>といたします。</p> <p>(追加)</p>	<p>第 43 条 当社による解約</p> <p>(2) お客さまが、<u>次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者が供給を終了させるための処置をおこなった日に電力供給契約は終了するもの</u>といたします。</p> <p>イ <u>第 9 条(2)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合</u></p> <p>ロ <u>自らもしくは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任をこえた不当な要求等の行為があった場合</u></p> <p>ハ <u>偽計もしくは威力を用いて当社の業務を妨害し、または信用を棄損する行為があった場合</u></p> <p>ニ <u>その他電力供給契約の継続の意思がないことが明らかな場合</u></p>
<p>本約款は、<u>令和元年 10 月 1 日</u>から実施いたします。</p>	<p>本約款は、<u>令和 2 年 4 月 1 日</u>から実施いたします。</p>
<p>附則</p> <p>(追加)</p>	<p>附則</p> <p>2 離島ユニバーサルサービス調整</p> <p>(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定</p> <p>イ 離島平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> <p>離島平均燃料価格 = <math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math></p> <p>A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p>

	<p>B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p><math>\alpha = 1.0000</math></p> <p><math>\beta = 0.0000</math></p> <p><math>\gamma = 0.0000</math></p> <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>
(追加)	<p>ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合</p> <p style="padding-left: 40px;">離島ユニバーサルサービス調整単価</p> $= (52,500 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が52,500円を上回り、かつ、78,800円以下の場合</p>

	<p>離島ユニバーサルサービス調整単価</p> $= (\text{離島平均燃料価格} - 52,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ <p>(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が78,800円を上回る場合 離島平均燃料価格は、78,800円といたします</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価</p> $= (78,800 \text{ 円} - 52,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$																						
(追加)	<p>ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用</p> <p>各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1131 919 2085 1374"> <thead> <tr> <th>離島平均燃料価格算定期間</th> <th>離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td>その年の6月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td>その年の7月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td>その年の8月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td>その年の9月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td>その年の10月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td> <td>その年の11月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td> <td>その年の12月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td> <td>翌年の1月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td> <td>翌年の2月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td> <td>翌年の3月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> </tbody> </table>	離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等	毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間																						
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等																						
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等																						
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等																						
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等																						
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等																						
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等																						
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等																						
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等																						
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等																						
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等																						

	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月分の料金に係る計量期間等
(追加)	<p>ニ 離島ユニバーサルサービス調整額</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。</p>	
(追加)	<p>(2) 離島基準単価</p> <p>離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p>	
	1キロワット時につき	3厘